

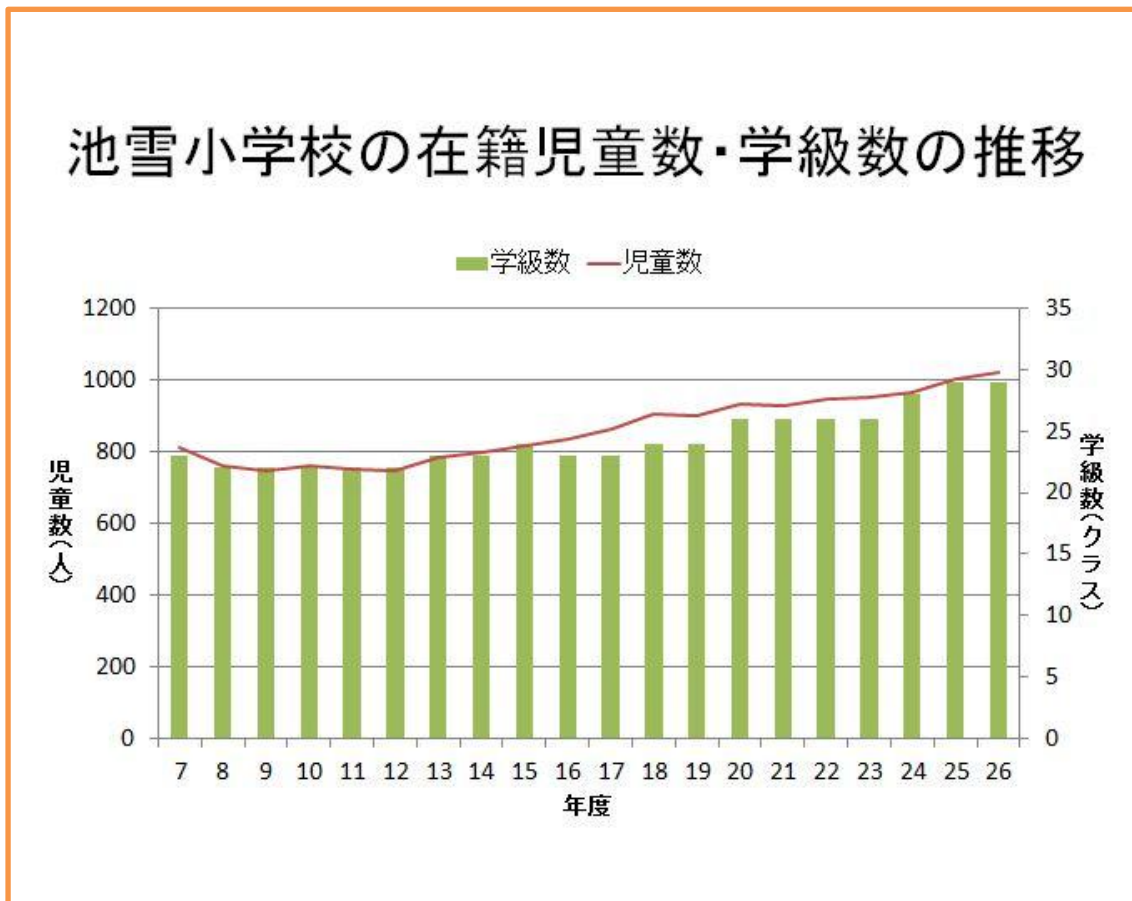
# 池雪小学校の児童数増加に対応するための 通学区域変更案について

## 1 池雪小学校の現状

池雪小学校は、東雪谷五丁目にあり、敷地面積 9223 m<sup>2</sup>である。大田区の小学校の敷地面積の平均は、1 万平方メートルであり、池雪小学校の敷地面積は、平均的な広さとなっている。

池雪小学校の在籍児童数と学級数の推移は次表のとおりである。

### ●グラフ 池雪小の在籍児童数、学級数の推移



棒グラフは学級数を、折れ線グラフは児童数の推移を表している。

平成 7 年度は児童数 811 人であったものが、少しずつ増加し、平成 20 年度から平成 24 年度までは、950 人前後で推移したが、平成 24 年度から再び増加に転じ、平成 25 年度に 1000 人を超える規模となった。昨年 11 月 1 日現在における在籍児童数は 1032 人である。大田区の区立小学校の平均在籍

児童数は約 480 人であるので、平均の 2 倍くらいの在籍者数となっている状況である。

## 2 池雪小学校の児童数、学級数予測

現在の通学区域のままとした場合の、今後の児童数予測は、次表のとおりである。

●表 池雪小学校の現状での在籍児童数、学級数予測

現状での在籍児童数・学級数予測														
年度	児童数	内 訳						学級数	内 訳					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年	4年	5年	6年
27	1050	207	190	198	147	152	156	29	6	6	5	4	4	4
28	1120	226	207	190	198	147	152	31	7	6	5	5	4	4
29	1173	205	226	207	190	198	147	33	6	7	6	5	5	4
30	1232	206	205	226	207	190	198	34	6	6	6	6	5	5
31	1251	217	206	205	226	207	190	36	7	6	6	6	6	5
32	1296	235	217	206	205	226	207	38	7	7	6	6	6	6

この推計値は、池雪小学校通学区域内の住民登録者の中から年齢別児童数を調べ、学校のこれまでの転入、転出、私立学校への入学児童数、他の学校へ指定校変更で入学した児童数などを勘案して算出した。平成 32 年度までとなっているのは、将来生まれてくる子どもの人数の予測は大変困難であるので、既に生まれた子どもの人数により予測を行っているためである。

増加傾向は継続し、平成 32 年度は 1296 人となると予想している。平成 27 年 2 月 1 日時点での池雪小学校の平成 27 年度の入学者予定者数は、187 人となっており、来年度当初の児童数は、1030 人となる見込である。予測では

1050 人と見込んだので、概ね合致していると考えられる。

現在のクラス編制の基準は、1・2 年生が 35 人以下、3 年生以上が 40 人以下となっているので、これに基づき学級数を算出すると平成 32 年度は 38 学級となる見込みである。ところが、池雪小学校は、教室数から 30 学級しか設置できないので、1 年生は 5 学級で編制しなければならない。その結果、基準は 35 人以下となっているが、一学級あたり 47 人で編制せざるをえないこととなる。

また、予測では、児童数増加は長期的に継続することを示しているため、恒久的な解決策を実施する必要がある。その恒久的な解決策として、通学区域の変更を提案したものである。

### **3 通学区域変更案**

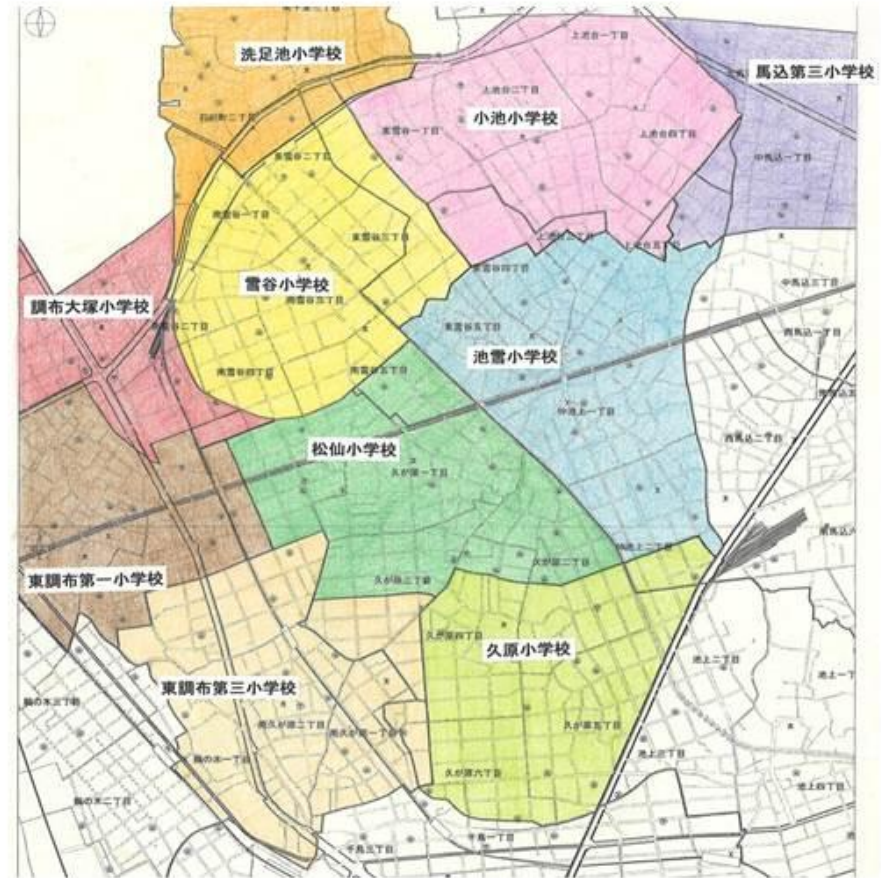
ここで、現在の池雪小学校及び隣接校の通学区域と変更案の通学区域を示す（次ページ参照）。

# 通学区域の比較

## 現在の通学区域



## 変更後の通学区域



## (1) 変更案の概要

池雪小学校の通学区域は、区内の小学校の中でも非常に広範囲となっているので、案ではこの通学区域の一部を隣接する小学校に編入させることで児童数を抑制することとする。

しかし、隣接する小学校も受け入れの余裕が少ない状況であるため、さらにその外側の学校に通学区域を移すことで全体の調整を行うこととした。

## (2) 変更後の通学区域

前ページでお示しした図は、イメージであるので具体的な町丁名、番は、最終ページに記載している。変更案は、馬込第三小、小池小、洗足池小、雪谷小、松仙小、久原小、調布大塚小、東調布第一小、東調布第三小と池雪小を合わせ 10 校に及ぶものとなった。

住所は町名、番、号で表示されるが、変更案の作成においては「番」の区域ごとに住民票に記載されている児童の数を調べ、クラスの編制基準を守るために、池雪小学校の学級数が 30 学級を超えないように調整を行っている。

通学区域の編制にあたっては、様々な要因に配慮しなければならないが、地理的な条件などにより、全ての要因に配慮することが難しい場合も多くある。そこで、変更区域を決めるうえでの優先順位を次の通りとした。

### ●変更案の作成の考え方

住民登録から「番」（ブロック）ごとの子どもの人数を算出し、人数調整を行う。

- ① 基準を遵守した学級編制が可能となること
- ② 現在の指定校より遠くならないよう配慮すること
- ③ 既存の通学区域をできる限り変えないこと

まず、条件として、基準を遵守した学級編制が可能であることを最優先とした。具体的には、1・2 年生は 35 人以下、3 年生以上は 40 人以下で学級編制ができることという条件である。義務教育として、他地域と同水準の教育

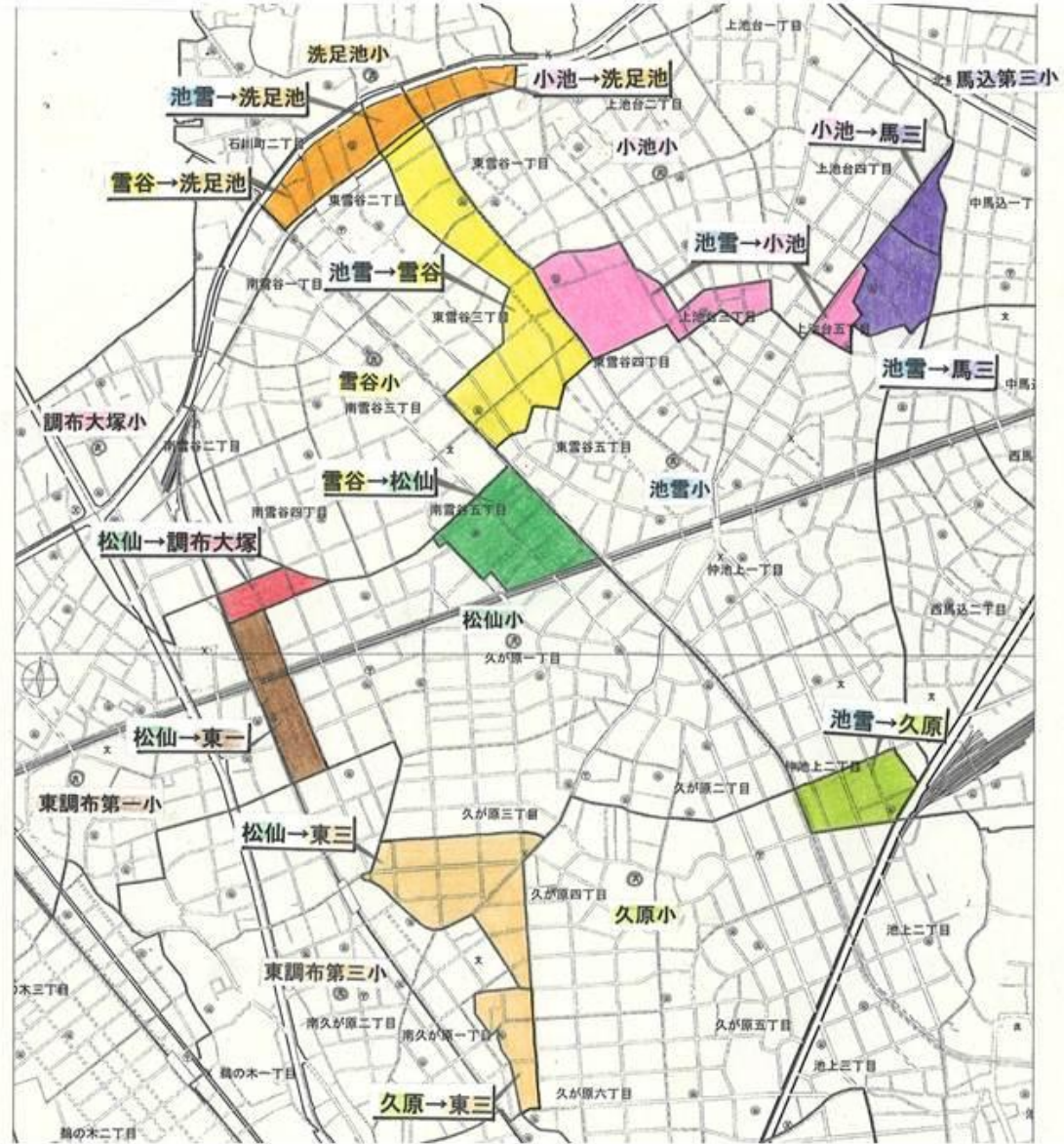
活動を確保するために最も優先されるべき事項である。

次に重視したのは、現在の指定校と通学距離が同程度か、それよりも近くなることである。学校は、通学区域の中央に位置しているわけではないため、指定校よりも近い学校が存在する区域が少なからずある。変更する区域は、これらの区域の中から選定することとした。併せて距離的に近い学校が複数ある場合には、既存の通学区域をできる限り変えないことを基準として地域を選定している。

その他、大型道路や踏切などの横断を避けること、自治会・町会の単位を尊重することなどを二次的な配慮事項としたが、該当区域を東急池上線が横切っていることなどによる地理的な条件により、残念ながら達成することができなかった区域も存在している。

通学区域変更対象地域を抜き出して表示したものを次ページに掲げる。

# 通学区域 変更部分



### (3) 通学区域変更に伴う配慮事項

通学区域変更にあたっては、次の配慮を行うこととしたい。

- ① 通学区域変更の実施時期は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。
- ② 変更前の規則の規定に基づいて現に就学している児童は、通学区域の変更にかかわらず、従前の在籍校に引き続き在籍できるものとする。
- ③ 変更区域に居住する児童が通学区域変更実施前に変更後の指定校に入学又は転籍を希望する場合には、平成 27 年度の学級数に影響を与えない範囲で変更後の指定校に入学又は転入学を許可する。
- ④ 入学時に兄弟が変更前の指定校に在籍している場合は、弟妹は希望により兄弟と同じ小学校に入学できる。

第一に、案では通学区域の変更を 1 年間の周知期間を置き、平成 28 年 4 月から実施することとした。直近では、平成 21 年度の矢口西小学校の通学区域変更の際に、同様の措置を取った先例がある。あまり長すぎても不安定な状況が続くことから、1 年間としたものである。

第二に、案では当然の措置として、変更区域に居住する在学中の児童は引き続き現在の在籍校に通学できることとした。

第三に、案では変更区域に居住する児童が通学区域変更実施前の平成 27 年度に変更後の指定校に入学又は転籍を希望する場合には、平成 27 年度の学級数に影響を与えない範囲で変更後の指定校に入学を許可することとしたい。これは、該当者を優遇するものではなく、変更前に池雪小学校以外の小学校に入学してもよい、という方に協力をお願いし、池雪小学校の児童数を抑制する措置として行うものである。

なお、新年度の第一学期の開始が迫っており、学級数の増加への対応が不可能であることから、「学級数に影響を与えない範囲で」との条件を付すこととした。(この配慮事項により変更後の指定校に入学希望する児童については、全員の希望に沿える見込みである。)

第四に、案では入学時に兄弟が変更前の指定校に在籍している場合に弟妹



は希望により兄弟と同じ小学校に入学できることとした。一般に、指定校変更申請においては、兄弟が希望校に在籍するからといって、弟妹に優先的に入学を許可する措置を行っていない。これは、保護者の選択によるものであること、希望者多数で抽選となった場合に兄弟が当選し、その兄弟が在学していることを理由に弟妹の入学を優先すると一度当選した者が重ねて利益を得ることとなり不公平となること、という理由によるものである。

しかし、通学区域変更においては行政上の都合で実施するため、本人の責任に帰することが適当ではなく、兄弟姉妹と一緒に同じ学校に通学するよう配慮することが必要である。

なお、兄弟姉妹と一緒に通学できるようにすることが目的であるので、兄弟が卒業し、弟妹と同時期に在籍する期間がない場合には、適用しないものとする。

#### 4 通学区域変更のほかに既に実施している対策

現在実施されている指定校変更制度、いわゆる越境入学を認める制度については、以下のとおりとなっている。

##### ●大田区の指定校変更制度

通学区域により指定された学校以外の区立学校に入学を希望する場合は、教育委員会の許可を受ける必要がある。この許可は、一定の条件に該当する場合のみ行っている。

- 1 希望校の受入れ定員に余裕があること
- 2 次のいずれかの一つに該当すること
  - ア 希望校の方が指定校よりも自宅から近い
  - イ 就学する児童の兄弟がすでに希望校に通学している
  - ウ 就学する児童の友人が入学する学校と同じ学校に入学することを希望
  - エ 希望校が自宅より下校後の保護先（児童館、祖父母宅など）に近い
  - オ 希望校の通学区域内に1年以内に引っ越す予定がある

応募者多数の場合は、申請理由により優劣をつけることなく、公開抽選により、入学を許可する者を決定している。この制度の中で池雪小学校の児童数抑制のため、次の措置を平成 27 年度から開始した。

●指定校変更の特別措置

- (1) 指定校変更の希望者が、希望校の受け入れ可能人数を超えた場合には、まず、池雪小学校通学区域に居住する児童に入学許可を行い、受け入れ枠に残りがあれば、その他の地域に居住する児童について抽選を行う。
- (2) 池雪小学校の通学区域内に居住する児童だけで当該校の受け入れ可能人数を超えた場合は、池雪小学校通学区域内に居住する児童だけで抽選を行う。
- (3) 実施期間は、平成 27 年度から池雪小学校の児童数問題が解決したと判断されるまでとする。

これは、池雪小学校通学区域に居住する児童を優遇する措置ではなく、同校の児童数を抑制する措置である。

## 5 通学区域変更案に対する要望について

通学区域変更案を公表後、対象校 10 校及び区役所を会場として夜間説明会を実施した。説明会での質疑及び電話などにより寄せられた要望は、概ね以下に集約される。

なお、その他の質疑内容については、資料「池雪小学校等通学区域変更案説明会について」にまとめている。

### (1) 延期を求める意見

変更案では、通学区域の変更を平成 28 年度からとしているが、その延期を求める要望である。これまでの通学区域変更については、1 年間の周知期間をおいて実施してきた。あまり長期になりすぎても、不安定な状況が続くことになるということから、1 年間としてきたものである。

また、今回特有の事情として、池雪小学校の利用可能教室数 30 教室に対して、平成 28 年度には利用可能教室数を超える 31 教室が必要となると予想され、延期すれば教室数が不足し、法定基準人数での学級編制が行えな

い事態に陥るおそれがある。したがって、延期は困難である。

## **(2) 変更後の指定校への就学を通学区域変更前の平成 27 年度から認めるよう求める意見**

通学区域の変更区域の児童が変更前の平成 27 年度から変更後の指定校に入学を求める要望である。希望者については、実質的に平成 27 年度から通学区域変更の効果を生じさせることを求めるものである。池雪小学校の児童数抑制に一定の効果が認められる一方で、平成 27 年度の学級編制は最終段階にあり、学級数が増加するような入学許可決定は行えないことから、「平成 27 年度の学級数に影響を与えない範囲で」という条件を付して配慮事項に加えた。

## **(3) 通学区域が変更となる者について、指定校変更の優先措置を求める意見**

前述のとおり、指定校変更許可において受入れ可能人数を超える申請があった学校について、池雪小学校通学区域内の児童については、優先的に入学許可を行う措置を実施している。この措置は、池雪小学校通学区域の児童を優遇することが目的ではなく、児童数を抑制するために行っているものである。変更案では、池雪小学校以外の学校において、変更後の在籍児童数が受入れ可能人数を超えないように調整しており、池雪小学校と同じ抑制措置が必要となる状況とはならない見込みである。

また、変更区域への補償として優遇措置を求める要望も寄せられているが、区立小学校の教育水準は、可能な限り均一となるよう努めており、指定校が変更になることで補償が必要となる程度の不利益を被ることはないと考えられる。

なお、優遇措置を求める意見は、次の二点に集約されるので、理由ごとに説明する。

### **ア 学校を選んで、その学校の通学区域内に住所を定めた場合**

特定の学校に入学させたいという理由で、その学校が指定校となる区域

内に住所を定めたが、通学区域の変更によりその学校に入学できなくなってしまうので、通学区域の変更後も予定していた変更前の指定校に入学できるような措置を実施して欲しい、という要望である。

学校を理由に転居していなくても、その学校が指定校であるという理由で永くその地域に住み続けている方々もいると考えられるが、その方々から見れば、長期に渡り住民税を納め地域活動に貢献してきたのに、なぜ新規に転入してきた方々が優遇されるのか、ということになる。

したがって、公平性の観点から「学校を選んでその地域に住所を定めた」という理由で優先して入学を認める措置を行うことは困難であるとする。

## **イ 変更後の指定校への通学路上に大型道路や踏切等がある場合**

変更後の指定校は、通学にあたり大型道路や踏切の横断等が生じて危険なので、変更前の指定校に通学できる措置を実施して欲しい、という要望である。

変更案の作成では、区内の全ての児童が一学級あたりの法定人数が遵守された環境の下で教育を受けられることを最優先させる必要がある。この条件を満たすために、地理的要因から大型道路や踏切を横断する通学路が生じないような区割りを見出すことができなかつた区域が生じている。区全体を見渡せば、このような通学条件となっている区域は、区内に多数存在しており、いずれも経路の工夫や学校での安全教育の徹底により解決を図っているところである。今回の変更区域は、他の区域に比較して著しく不利な条件があるわけではなく、他区域との公平性を考慮すれば、優遇措置を行うことは難しいと考える。

## **(4) 中学校の通学区域の変更を求める意見**

変更案では中学校の通学区域の変更が含まれていないため、変更区域の子どもが指定された中学校に入学する場合に、出身小学校別では少数派となってしまう場合がある。そのため、中学校になじめないおそれがあるという理由で出身小学校が少数派とならないよう中学校の通学区域変更を求める

要望である。

中学校の通学区域には複数の小学校の通学区域が含まれ、また、指定校変更で区域外から入学する生徒も少なくない。そのため、同じ小学校出身の生徒が少ない状況になる場合は、現状においても特別なことではなく、区立中学校では、入学を新たな交友関係をつくる中で人間関係形成力を身に付けさせる好機と捉えて学校運営にあたっており、出身小学校により支障が生じることがないよう努めている。

したがって、出身小学校を理由とした中学校の通学区域の変更の必要性は高いとはいえ、地域への影響を考慮すれば、現時点では、中学校の通学区域の変更は行わない方が良いと考えられる。

## 6 通学区域変更案（対象住所のみ抜粋）まとめ

変更区域は、以下のとおりとする。

通学区域が変更となる小学校 (変更前の小学校)	平成28年4月1日から 通学区域が変更となる住所	変更後の小学校
池雪小学校	東雪谷2丁目1、2番	洗足池小学校
	東雪谷2丁目30～35番	雪谷小学校
	東雪谷3丁目1～10、12、23～26番	雪谷小学校
	東雪谷4丁目1～8番	小池小学校
	東雪谷5丁目1、25～28番	雪谷小学校
	上池台3丁目7、8、19、20、41番	小池小学校
	上池台5丁目3～7、13～15番	馬込第三小学校
	上池台5丁目16、17番	小池小学校
	仲池上2丁目8、9、15、16、20、28番	久原小学校
小池小学校	上池台5丁目1、2番	馬込第三小学校
	東雪谷1丁目1番の一部(1,13～18号)、2～8番	洗足池小学校
雪谷小学校	東雪谷2丁目3～10番	洗足池小学校
	南雪谷5丁目13～17番、18・19番の一部(18番1～10,18～25号、19番3～14号)、20、21番	松仙小学校
	北嶺町21番の一部(1,2,12,13号)	松仙小学校
松仙小学校	北嶺町6～9番	調布大塚小学校
	南雪谷4丁目24番	調布大塚小学校
	北嶺町10、11、31番	東調布第一小学校
	東嶺町6～9、17番	東調布第一小学校
	南久が原2丁目1番の一部(4,5号)	東調布第三小学校
	久が原3丁目28～42番	東調布第三小学校
	久が原4丁目18～21、33番	東調布第三小学校
久原小学校	久が原4丁目35番の一部(3～18号)、36～38番	東調布第三小学校
	久が原6丁目7番の一部(4～22号)、14番	東調布第三小学校

※通学区域を定めている「大田区立学校設置規則」における、「旧〇〇町部分」等の表記

については、本資料では現在の住居表示上の「号」で表している。

### 【付帯事項】

- ① 通学区域変更の実施時期は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。
- ② 変更前の規則の規定に基づいて現に就学している児童は、通学区域の変更にかかわらず、従前の在籍校に引き続き在籍できるものとする。
- ③ 変更区域に居住する児童が通学区域変更実施前に変更後の指定校に入学又は転籍を希望する場合には、平成 27 年度の学級数に影響を与えない範囲で変更後の指定校に入学又は転入学を許可する。
- ④ 入学時に兄弟が変更前の指定校に在籍している場合は、弟妹は希望により兄弟と同じ小学校に入学できる。

## 7 通学区域変更案を実施した場合の効果

「2 池雪小学校の児童数、学級数予測」で示した推計と同様の手法を用いて、通学区域変更案を実施した場合の効果は次のとおりである。1000人台が継続するが、30教室以内で基準に沿った学級編制が行える見込みである。

また、他の対象校の児童数についても同様の推計を行い、学校運営に支障がないことを確認した。具体的な予測数は、別添資料のとおりである。

●表 池雪小学校の対策実施後の在籍児童数、学級数予測

### 対策実施後の 在籍児童数・学級数予測

年度	児童数	内 訳						学級数	内 訳					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年	4年	5年	6年
27	1041	198	190	198	147	152	156	29	6	6	5	4	4	4
28	1058	173	198	190	198	147	152	29	5	6	5	5	4	4
29	1066	160	173	198	190	198	147	29	5	5	5	5	5	4
30	1088	169	160	173	198	190	198	30	5	5	5	5	5	5
31	1047	157	169	160	173	198	190	29	5	5	4	5	5	5
32	1016	159	157	169	160	173	198	29	5	5	5	4	5	5